平成２９年（フ）第１７５８号
大阪市北区大淀中５丁目７番20号
債務者　山本　光保
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７４号
大阪市平野区瓜破７丁目１番24号　レオパレスリロード205号
債務者　川並　秀昭
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３３２号
大阪府門真市石原町10番20号　コーポラスフォーシーズン　203号
債務者　山田　　永
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９５号
大阪市東淀川区北江口２丁目11番11―105号、前住所大阪市東淀川区井高野３丁目11番24―402号
債務者　黒木　健太
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３３号
大阪府高槻市寿町２丁目16番７号
債務者　西條　安雄
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６９号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―1013号
債務者　長　　久子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７０号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―1013号
債務者　長　　重光
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２７号
大阪市西成区南津守６丁目７番16号
債務者　胡子　純子（旧姓野々村）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３１号
大阪市淀川区十三本町１丁目18番10―403号
債務者　重田　有璃
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８４号
大阪市東成区中本４丁目11番２号　大宝緑橋ル・グラン　601号
債務者　跡邊　敏恵
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目14番３―103号
債務者　上辻　正雄
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５号
香川県高松市国分寺町新居1163番地17
債務者　岡本　蘭生
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９２号
愛知県蒲郡市三谷町高松６番地１　ボナール丸光Ｂ―103、従前の住所愛知県蒲郡市三谷町東３丁目128番地２
債務者　氏原　勝喜
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９７号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺51番地の14
債務者　近藤　　彰
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２３８４号
大阪市西区川口３丁目10番11号501
債務者　西浦　光夫
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２２号
大阪市西区新町２丁目10番７―206号
債務者　沖　　彩子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５４６号
大阪府東大阪市四条町２番１号　グランヴェール飯田　407号室
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部